

○空家等の適切な管理に関する条例施行規則

平成30年9月20日規則第8号

改正 令和2年3月31日規則第49号

令和3年3月31日規則第105号

令和4年3月30日規則第34号

令和5年12月18日規則第23号

(趣旨)

第1条 この規則は、空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号。以下「法」という。)、空家等対策の推進に関する特別措置法施行規則(平成27年総務省・国土交通省令第1号。以下「省令」という。)及び勝山市空家等の適切な管理に関する条例(平成30年勝山市条例第6号。以下「条例」という。)に定めるもののほか空家等の適切な管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(立入調査)

第3条 法第9条第3項の規定による通知は、立入調査実施通知書(様式第1号)により、所有者等に対し、立入調査の対象、趣旨及び日時その他必要な事項を通知するものとする。

2 法第9条第4項に規定する身分を示す証明書は、立入調査職員証(様式第2号)とする。

(助言又は指導)

第4条 法第22条第1項の規定による助言は、原則として口頭により行うものとする。

2 法第22条第1項の規定による指導は、指導書(様式第3号)により行うものとする。

(勧告)

第5条 法第22条第2項の規定による勧告は、勧告書(様式第4号)により行うものとする。

(命令)

第6条 法第22条第3項の規定による命令は、命令書(様式第5号)により行うものとする。

2 法第22条第4項の規定による事前通知は、命令に係る事前の通知書(様式第6号)により行うものとする。

3 法第22条第4項の規定による意見書の提出は、命令に係る意見書(様式第7号)により行うものとする。

4 法第22条第3項の規定による命令を行う場合における同条第5項の規定による意見の聴取の請求は、公開による意見聴取請求書(様式第8号)により行うものとする。

- 5 法第22条第7項の規定による公告は、様式第9号により行うものとする。
- 6 法第22条第11項の規定による公示は、標識(様式第10号)により行うものとする。
- 7 省令に規定する方法は、勝山市公告式条例(昭和29年勝山市条例第3号)第2条第2項に規定する掲示場への掲示とする。

(公表)

第7条 条例第7条第1項の規定による公表は、勝山市公式ホームページへの掲載その他の適切な方法により行うものとする。

- 2 前項の公表を行うときは、その旨を事前に命令違反事実公表通知書(様式第11号)により当該公表に係る所有者等に通知するものとする。
- 3 前項の命令違反事実公表通知書を受けた所有者等は、公表予定期間の初日の5日前までに命令違反事実公表前弁明書(様式第12号)にて弁明することができる。
- 4 前項の命令違反事実公表前弁明書により、所有者等に特別の事由があると認められる場合は、命令違反事実公表猶予承諾書(様式第13号)にて命令違反事実の公表を一定期間猶予することができる。

(空家等対策協議会の組織)

第8条 勝山市空家等対策協議会(以下「協議会」という。)の委員は、市長のほか、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 地域住民
 - (2) 市議会議員
 - (3) 法務に関する有識者
 - (4) 不動産に関する有識者
 - (5) 建築に関する有識者
 - (6) 福祉に関する有識者
 - (7) 文化に関する有識者
 - (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者
- 2 会長は、市長をもって充てる。
 - 3 会長は、会務を総理する。
 - 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(委員の任期)

第9条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(協議会の運営)

第10条 協議会の運営に関し必要な事項は、法第7条第3項の規定に基づき、会長が会議に諮って定める。

(協議会の調査権限)

第11条 協議会は、協議のため必要があると認めるときは、委員以外の者に対し会議への出席を求め、説明若しくは意見を聴き、又はこれらの者から必要な資料を求めることができる。

(秘密を守る義務)

第12条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(報酬)

第13条 委員の報酬は、勝山市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例(昭和30年条例第31号)の定めるところによる。

(協議会の庶務)

第14条 協議会の庶務は、営繕課において処理する。

(緊急安全措置)

第15条 条例第10条第2項の同意は、緊急安全措置同意書兼誓約書(様式第14号)により得るものとする。

2 市長は、条例第10条第2項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる理由があると認めるときは、同条第1項の規定による緊急安全措置に要した費用を、当該措置に係る所有者等に請求しないことができる。

(1) 当該所有者等の死亡、失踪、行方不明その他これに準ずる事情により、当該費用の支払に係る債務の履行の見込みがないこと。

(2) 当該所有者等が、当該措置に係る空家等に係る土地、建物等以外の財産を有せず、貧困により生活のため公私の扶助を受け、当該財産の相続人となるべき者の援助が得られない相当な理由がある者であること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認める理由があること。

(戒告)

第16条 条例第11条の規定による代執行を行う場合における、行政代執行法(昭和23年法律第43号)第3条第1項の規定による戒告は、戒告書(様式第15号)により行うものとする。

(代執行令書)

第17条 条例第11条の規定による代執行を行う場合における、行政代執行法第3条第2項の代執行令書の様式は、様式第16号のとおりとする。

(証票)

第18条 条例第11条の規定による代執行を行う場合における、行政代執行法第4条の執行責任者たる本人であることを示すべき証票は、執行責任者証(様式第17号)とする。

(事前公告)

第19条 法第22条第10項の規定による措置を行う場合における、事前の公告は、様式第18号により行うものとする。

(公示による通知)

第20条 市長は、法、条例及びこの規則の規定により通知をする場合において、通知を受けるべき所有者等の所在が判明しない場合においては、公示による通知を行うことができる。

2 公示による通知は、市長が通知すべき書類を保管し、通知を受けるべき者にいつでも交付する旨を掲示場に掲示して行うものとする。この場合においては、掲示を始めた日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

(その他)

第21条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和2年3月31日規則第49号)

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和3年3月31日規則第105号)

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和4年3月30日規則第34号)

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則(令和5年12月18日規則第23号)

この規則は、公布の日から施行する。

様

勝山市長

立入調査実施通知書

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第9条第1項の規定に基づき、下記のとおり立入調査を実施しますので、法第9条第3項本文の規定により通知します。

なお、法第30条第2項の規定により立入調査を拒み、妨げ、忌避した場合は、20万円以下の過料に処せられます。

記

- 1 立入調査の対象
- 2 立入調査の趣旨及び内容
- 3 立入調査の日時
- 4 その他

空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号) (抜粋)
(立入調査等)

第9条 市町村長は、当該市町村の区域内にある空家等の所在及び当該空家等の所有者等を把握するための調査その他空家等に関しこの法律の施行のために必要な調査を行うことができる。

2 市町村長は、第22条第1項から第3項までの規定の施行に必要な限度において、当該職員又はその委任した者に、空家等と認められる場所に立ち入って調査をさせることができる。

3 市町村長は、前項の規定により当該職員又はその委任した者を空家等と認められる場所に立ち入らせようとするときは、その5日前までに、当該空家等の所有者等にその旨を通知しなければならない。ただし、当該所有者等に対し通知することが困難であるときは、この限りでない。

4 第2項の規定により空家等と認められる場所に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

5 第2項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(中略)

(過料)

第16条 (第1項略)

2 第9条第2項の規定による立入調査を拒み、妨げ、忌避した者は、20万円以下の過料に処する。

様式第2号（第3条関係）
（表面）

		第 号
立入調査職員証		
所属		写真添付
職名		
氏名		
生年月日	年 月 日	
上記の者は、空家等対策の推進に関する特別措置法第9条第2項の規定に基づく立入調査の権限を有する者であることを証明する。		
年 月 日交付（ 年 月 日まで有効）		
勝山市長		

（裏面）

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）（抜粋）

第9条 市町村長は、当該市町村の区域内にある空家等の所在及び当該空家等の所有者等を把握するための調査その他空家等に関しこの法律の施行のために必要な調査を行うことができる。

2 市町村長は、第22条第1項から第3項までの規定の施行に必要な限度において、空家等の所有者等に対し、当該空家等に関する事項に関し報告させ、又はその職員若しくはその委任した者に、空家等と認められる場所に立ち入って調査をさせることができる。

3 市町村長は、前項の規定により当該職員又はその委任した者を空家等と認められる場所に立ち入らせようとするときは、その5日前までに、当該空家等の所有者等にその旨を通知しなければならない。ただし、当該所有者等に対し通知することが困難であるときは、この限りでない。

4 第2項の規定により空家等と認められる場所に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

5 第2項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

注意 この証票は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。

※用紙の大きさは、縦6センチメートル、横9センチメートルとする。

様

勝山市長

指 導 書

あなた（又は御社）が所有又は管理する下記空家等は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第2条第2項に定める「特定空家等」に該当すると認められたため、下記のとおり速やかに周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置をとるよう、法第22条第1項の規定に基づき指導します。

記

- 1 対象となる特定空家等
所在地
用途
所有者の住所及び氏名

- 2 指導に係る措置の内容

- 3 指導に至った事由

- 4 改善期限 年 月 日（ ）

- 5 その他

- (1) 措置に着手したとき、及び措置が完了したときは、下記担当者まで連絡してください。
- (2) この指導書の内容に誤りがある場合又は行き違いで、既に必要な措置を完了している場合はご容赦願いますとともに、下記担当までご連絡くださいますようお願いいたします。

担当
連絡先

様式第4号（第5条関係）

第 年 月 日

様

勝山市長

勸告書

あなた（又は御社）が所有又は管理する下記空家等は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第2条第2項に定める「特定空家等」に該当すると認められたため、あなた（又は御社）に対して対策を講じるように指導してきたところでありますが、現在に至っても改善がなされていません。

ついては、下記のとおり速やかに周辺的生活環境の保全を図るために必要な措置をとるよう、法第22条第2項の規定に基づき勧告します。

記

- 1 対象となる特定空家等
所在地
用途
所有者の住所及び氏名

- 2 勧告事項（必要な措置）

- 3 勧告に至った事由

- 4 措置の期限 年 月 日（ ）

- 5 その他

- (1) 措置に着手したときは、及び措置が完了したときは、下記担当者に報告してください。
- (2) 上記4の期限までに正当な理由がなくて上記2に示す措置をとらなかった場合には、法第22条第3項の規定に基づき、当該措置をとることを命ずることがあります。
- (3) 上記1に係る敷地が、地方税法（昭和25年法律第226号）第349条の3の2又は司法第702条の3の規定に基づき、住宅用地に対する固定資産税又は都市計画税の課税標準の特例の適用を受けている場合にあっては、本勧告により、当該敷地について、当該特例の対象から除外されることとなります。
- (4) この勧告書の内容に誤りがある場合又は行き違いで、既に必要な措置を完了している場合はご容赦願いますとともに、下記担当までご連絡くださいますようお願いいたします。

担当
連絡先

様式第5号（第6条関係）

第 号
年 月 日

様

勝山市長

命 令 書

あなた（又は御社）が所有又は管理する下記空家等について、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第2条第2項に規定する「特定空家等」であると認められたため、年月日付け第号により、法第22条第3項の規定に基づく命令を行う旨事前に通知しましたが、現在に至っても通知した措置がなされていないとともに、当該通知に示した意見書等の提出期限までに意見書等の提出がなされていませんでした。

ついては、下記のとおり措置を取ることを命令します。

記

1 対象となる特定空家等

所在地

用途

所有者の住所及び氏名

2 措置の内容

3 命ずるに至った事由

4 措置の期限 年 月 日（ ）

5 その他

(1) 措置に着手したときは、及び措置が完了したときは、下記担当者に報告してください。

(2) 本命令に違反した場合は、法第30条第1項の規定に基づき、50万円以下の過料に課せられ、空家等の適切な管理に関する条例第7条第1項の規定に基づき、あなたの住所及び氏名（法人にあっては、主たる事務所又は事業所の所在地、名称及び代表者の氏名）、当該命令の対象である空家等の所在地並びに当該命令の内容を公表することがあります。

(3) 上記4の期限までに上記2の措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき又は履行しても同期限までに完了する見込みがないときは、空家等の適切な管理に関する条例第11条の規定に基づき、当該措置について行政代執行の手続きに移行することがあります。

（この処分に対して不服がある場合）

(1) この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、勝山市長に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

(2) この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、勝山市を被告として（訴訟において勝山市を代表する者は勝山市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の

日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。))。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

担当
連絡先

様式第6号(第6条関係)

第 号
年 月 日

様

勝山市長

命令に係る事前の通知書

あなた(又は御社)が所有又は管理する下記空家等について、空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号。以下「法」という。)第2条第2項に規定する「特定空家等」と認められたため、 年 月 日付け 第 号により、必要な措置をとるよう勧告しましたが、現在に至っても当該措置がなされていません。

このまま措置が講じられない場合には、法第22条第3項の規定に基づき、下記のとおり当該措置をとることを命令することになりますので通知します。

なお、あなた(又は御社)は、法第22条第4項の規定に基づき、本件に関し意見書及び自己に有利な証拠を提出することができるとともに、同条第5項の規定に基づき、本通知の交付を受けた日から5日以内に、勝山市長に対し、意見書の提出に代えて公開による意見の聴取を行うことを請求することができる旨、申し添えます。

記

- 1 対象となる特定空家等
所在地
用途
所有者の住所及び氏名
- 2 命じようとする措置の内容
- 3 命ずるに至った事由
- 4 意見書の提出及び公開による意見の聴取の請求先
送付先 勝山市元町1丁目1番1号
勝山市 課長 宛
- 5 意見書の提出期限 年 月 日

(注) 措置に着手したときは、及び措置が完了したときは、下記担当者に報告してください。

担当
連絡先

様式第7号(第6条関係)

年 月 日

勝山市長 殿

弁明者
住所
氏名
電話番号

(法人にあつては、主たる事務所又は
事業所の所在地、名称、代表者の氏名
及び電話番号)

命令に係る意見書

年 月 日付け 第 号で通知のあった命令に係る事前の通知について、空家等対策の推進に関する特別措置法第22条第4項に基づき、下記のとおり意見します。

【意見の内容】

備考

- 1 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、添付してください。
- 2 証拠書類等があるときは、添付してください。

様式第8号（第6条関係）

年 月 日

勝山市長 殿

請求者

住所

氏名

電話番号

（法人にあつては、主たる事務所又は
事業所の所在地、名称、代表者の氏
名及び電話番号）

公開による意見聴取請求書

年 月 日付け 第 号で通知のあった命令に係る事前の通知に
ついて、空家等対策の推進に関する特別措置法第22条第5項の規定に基づき、公開による
意見の聴取を請求します。

様式第9号(第6条関係)

公 告

空家等対策の推進に関する特別措置法第22条第7項の規定により、公開による意見の聴取を行うため、次のとおり公告する。

年 月 日

勝山市長

- 1 命じようとする措置の内容

- 2 意見の聴取の期日及び場所
期 日
場 所

- 3 担当課
所 属
連絡先

様式第10号（第6条関係）

標 識

下記特定空家等の所有者等は、空家等対策の推進に関する特別措置法第22条第3項の規定に基づき措置をとることを 年 月 日付け 第 号により、命ぜられています。

記

- 1 対象となる特定空家等
所在地
用途
- 2 措置の内容
- 3 命ずるに至った事由
- 4 命令の責任者 勝山市 課長
連絡先
- 5 措置の期限 年 月 日

第 年 月 日

様

勝山市長

命令違反事実公表通知書

あなた（又は御社）が所有又は管理する下記空家等は、空家等対策の推進に関する特別措置法第 2 条第 2 号に規定する「特定空家等」と認められますので、 年 月 日付け 第 号で必要な措置を講ずるよう命令しましたが、現在に至っても当該措置がなされていないため、空家等の適切な管理に関する条例第 7 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり命令違反の事実を公表します。

なお、履行期限までに必要な措置をとることができなかつた正当な理由がある場合のほか、当該公表に係る意見がある場合は、空家等の適切な管理に関する命令違反事実公表前弁明書（様式第 1 2 号）を公表予定期間の初日から起算して 5 日前までに提出してください。

記

- 1 対象となる特定空家等
所在地
用途
所有者の住所及び氏名
- 2 命令及び命令違反の事実
- 3 予定される公表の内容
- 4 公表予定期間及び公表方法
 - (1) 公表予定期間
年 月 日から命令措置が完了するまでの期間
 - (2) 公表方法
- 5 弁明書の提出先及び提出期限
 - (1) 提出先
勝山市元町 1 丁目 1 番 1 号
勝山市 課長 宛
 - (2) 提出期限 年 月 日

(この処分に対して不服がある場合)

- 1 この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、勝山市長に対して審査請求をすることができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、勝山市を被告として(訴訟において勝山市を代表する者は勝山市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

年 月 日

勝山市長 様

弁明者
住所
氏名
電話番号
（法人にあつては、主たる事務所
又は事業所の所在地、名称、代表
者の氏名及び電話番号）

命令違反事実公表前弁明書

年 月 日付け 第 号で通知のあった命令違反の事実の公表に
ついて、空家等の適切な管理に関する条例施行規則第7条第3項の規定に基づき、下記の
とおり弁明します。

【弁明の内容】

--

備考

- 1 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、添付してください。
- 2 証拠書類等があるときは、添付してください。

様式第13号(第7条関係)

第 号
年 月 日

様

勝山市長

命令違反事実公表猶予承諾書

あなた（又は御社）が所有又は管理する下記の空家等について、提出された命令違反事実公表前弁明書により一定の理由を認められたために、公表の実施について下記の期間まで猶予します。

猶予期限を過ぎても空家等の改善措置がとられないときは、空家等の適切な管理に関する条例第7条第1項に基づき、下記のとおり命令違反の事実を公表します。

記

1 公表を猶予する理由

2 猶予期間

3 公表方法

年 月 日

緊急安全措置同意書兼誓約書

勝山市長 様

住所
氏名
（署名又は記名押印）
電話番号
（法人にあつては、主たる
事務所又は事業所の所在
地、名称、代表者の氏名及
び電話番号）

私（又は当社）が所有又は管理する下記空家等について、その危険な状態を回避するため、下記のとおり空家等の適切な管理に関する条例第10条第1項の規定に基づく緊急安全措置を勝山市長がとることに同意します。

また、当該措置に要した費用については、私（又は当社）がこれを負担することに併せて同意し、当該措置後、責任を持って勝山市に納付することを誓約します。

記

1 対象となる空家等

所在地

用途

所有者の住所及び氏名

2 緊急安全措置の内容

3 緊急安全措置に要する概算見積額

約 円

4 その他

第 号
年 月 日

様

勝山市長

戒 告 書

あなた（又は御社）に対し 年 月 日付け 第 号により、あなた（又は御社）が所有又は管理する下記特定空家等の【除去】を行うよう命じました。この命令を

年 月 日までに履行しないときは、空家等の適切な管理に関する条例第11条の規定に基づき、下記特定空家等の【除去】を執行しますので、行政代執行法（昭和23年法律第143号）第3条第1項の規定によりその旨戒告します。

なお、代執行に要する全ての費用は、行政代執行法第5条の規定に基づきあなた（又は御社）から徴収します。また、代執行によりその物件及びその他の資材について損害が生じても、その責任は負わないことを申し添えます。

記

特定空家等

- (1) 所在地
- (2) 用途
- (3) 構造 造 建
- (4) 規模 建築面積 約 m^2
延べ床面積 役 m^2
- (5) 所有者の住所及び氏名

（この処分に対して不服がある場合）

- 1 この処分に対して不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、勝山市長に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、勝山市を被告として（訴訟において勝山市を代表する者は勝山市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

担当者
連絡先

注 【 】内の文言は、措置の内容（除却、修繕、立木竹の伐採等）に応じて記載

様

勝山市長

代執行令書

年 月 日付け 第 号により、あなた（又は御社）が所有又は管理する下記特定空家等を 月 日までに【除却】するよう戒告しましたが、指定の期日までに義務が履行されませんでしたので、空家等の適切な管理に関する条例第11条の規定に基づき、下記のとおり代執行を行いますので、行政代執行法（昭和23年法律第143号）第3条第2項の規定により通知します。

なお、代執行に要する全ての費用は、行政代執行法第5条の規定に基づきあなた（又は御社）から徴収します。また、代執行によりその物件及びその他の資材について損害が生じても、その責任を負わないことを申し添えます。

記

1 【除却】する物件

- (1) 所在地
- (2) 用途
- (3) 構造 造 建
- (4) 規模 建築面積 約 m²
延べ床面積 役 m²

4 代執行の時期

年 月 日

5 代執行の執行責任者

勝山市 課長

6 代執行に要する費用の概算見積額

約 円

（この処分に対して不服がある場合）

- 1 この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、勝山市長に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、勝山市を被告として（訴訟において勝山市を代表する者は勝山市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

注 【 】内の文言は、措置の内容（除却、修繕、立木竹の伐採等）に応じて記載

様式第18号(第19条関係)

公告

下記特定空家等の所有者等が確知できないため、期限までに下記措置が行われない場合は、空家等対策の推進に関する特別措置法第22条第10項の規定により、下記のとおり措置を行うことを公告する。

年 月 日

勝山市長

記

1 対象となる特定空家等

所在地
用途

2 措置の内容

3 措置の期限

年 月 日

4 担当課

所属
連絡先